

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月9日（平成29年（行個）諮問第98号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行個）答申第60号）

事件名：本人の労災に係る診断書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が労災にあった件に関し、平成27年特定月日に特定病院が作成した意見書を提出させた際に、特定労働基準監督署長が作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年3月3日付け静岡個開（決）第28-326号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 全部開示を請求する。

##### イ 理由

私が労災にあった件に関し、平成27年特定月日に特定病院が作成した意見書を提出させた際に特定労働基準監督署長が作成した実地調査復命書及び添付資料一切を請求したが、部分開示であった。診断書、医師の意見書が、マスキングされており、詳細不明である。これでは、休業補償不支給に対する審査請求時に詳細な意見書を書く事が、不可能である。したがって、全部開示を請求する。

##### （2）意見書

##### ア 趣旨

全部開示を請求する。

##### イ 理由

傷病の状態に関する診断書は、請求人にとり、非常に重大な内容であるから、開示するのは当然である。

症状固定に関する内容、残存障害の程度、アフターケアの必要性いずれも請求人にとり、非常に大事な内容であるから、開示するのは当然である。

また医師の意見書は、請求人にとり、非常に重大な内容であるから、開示するのは当然である。

今回休業補償不支給決定に対し審査請求する際にいずれも重要な内容であるから開示するべきである。

したがって全部開示を請求する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成29年2月14日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私が労災にあった件に関し、平成27年特定月日に特定病院が作成した意見書を提出させた際に、特定労働基準監督署長が作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこの取消しを求めて、平成29年3月10日付け（同月14日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私が労災にあった件に関し、平成27年特定月日に特定病院が作成した意見書を提出させた際に、特定労働基準監督署長が作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」である。

##### (2) 不開示情報該当性について

###### ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年6月9日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月29日     | 審議            |
| ④ 同年7月7日    | 審査請求人から意見書を收受 |

⑤ 平成30年5月31日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同年6月28日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が労災にあった件に関し、平成27年特定月日に特定病院が作成した意見書を提出させた際に、特定労働基準監督署長が作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1及び文書番号2に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきと主張している。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

当該部分は、医師の意見であり、当該医師の氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において既に関示されている情報から、審査請求人が既に説明を受けており、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書きに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### (2) その余の部分について

##### ア 法14条2号該当性について

通番1は、審査請求人が受診した医療機関の医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められ

ないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番2は、特定労働基準監督署の担当調査官の求めに応じて提出された医師の意見であり、これを開示すると、医師が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書 名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を 維持する部分」として いる部分	5 不開示情 報 (法14条 該当号)		6 開示すべき部 分
				2号	7号 柱書 き	
1	長期療養者 に係る調査 復命書		—			
2	診断書等	1	① 1頁医師署名及び印 影, 回答欄訂正印, 2 頁医師署名及び印影	○		
		2	② 1頁「(2) 残存障 害の程度」欄1行目, 「(3) アフターケア の必要性」欄不開示部 分, 2頁目項番4ない し6 不開示部分	○	○	2頁目項番4及 び項番6 不開示 部分